

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日は、
翌日の翌日)

目 次
◇規 則
鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

規 則

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和五十八年十月十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県規則第六十八号

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則（昭和三十七年十二月鳥取県規則第七十号）の一部を次のように改正する。

別表の第一種県営住宅の表中

七、四〇〇円

を

上粟島第二

第四十九号から第五十四号まで
六十一号から第六十七号まで
七十五号から第九十号までの
第五十五号から第六十号まで
第六十八号から第七十四号まで

上粟島第六

に、

で、第
及び第
の住宅
七、四〇〇円
一、二、八〇〇円

七、八〇〇円

を

上粟島第六

第九十一号から第九十六号
での住宅
第九十七号から第二百二号ま
の住宅

ま
七、八〇〇円

に改める。

で
一、三、三〇〇円

別表の第二種県営住宅の表中

小鴨

この規則は、公布の日から施行する。

附 則

宅	
一四、五〇〇円	八、二〇〇円

に改める。

八、二〇〇円

を

小鴨

第一号から第九号までの住宅
第十号から第十三号までの住

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥

取 県

【定価一部一箇月千四百円(送料を含む)】